



各 位

平成 27 年 11 月 13 日

会 社 名 株 式 会 社 長 大
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 永 治 泰 司
(コード番号 9624 東証二部)
問 合 せ 先 取 締 役 副 社 長 専 務 執 行 役 員 藤 田 清 二
管 理 本 部 長
(TEL 03-3639-3301)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 11 月 13 日開催の取締役会において、平成 27 年 12 月 22 日開催予定の当社第 48 回定時株主総会において、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 3 1 条第 2 項及び第 4 2 条第 2 項の一部を変更するものであります。

なお、定款第 3 1 条第 2 項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

下線部は変更箇所

現 行	改定案
第 1 条～3 0 条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第 3 1 条 (条文省略) 2 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計とする。	第 1 条～3 0 条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第 3 1 条 (現行どおり) 2 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計とする。
第 3 2 条～4 1 条 (条文省略) (監査役の責任免除) 第 4 2 条 (条文省略) 2 当社は、 <u>社外監査役</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する	第 3 2 条～4 1 条 (現行どおり) (監査役の責任免除) 第 4 2 条 (条文省略) 2 当社は、 <u>監査役</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約

<p>契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計とする。</p> <p>第43条～51条（条文省略）</p>	<p>を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計とする。</p> <p>第43条～51条（条文省略）</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

以上